

# 創業支援利子補給交付対象簡易チェックシート

|   |       |
|---|-------|
| 個人事業主として創業する場合<br>(※会社を設立し創業する場合は確認不要)                      | チェック✓ |
| 水戸市内に住んでいる(創業し事業を開始する時点までに市内に住んでいること)                       |       |
| 初めて事業を行う  |       |
| 会社を設立し創業する場合<br>(※個人事業主として創業する場合は確認不要)                      | チェック✓ |
| 水戸市内に会社を設立する  |       |
| 個人が会社を設立する場合、その個人が初めて事業を行う                                  |       |
| 会社が会社を設立する場合、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立する会社が市内で新たな事業を開始する |       |
| 共通  | チェック✓ |
| 水戸市内で事業を行う(無店舗の事業は水戸市内を営業範囲に含めること。有店舗の事業は市内に事業所を置くこと)       |       |
| 初めて創業融資を受けた(ただし、創業に係る事業を開始した日から5年を経過する日以後に受けた創業融資を除く)       |       |
| 市税に未納がない(課税前や非課税であれば納付がなくても可)                               |       |

## Q & A

- Q. 個人事業主が水戸市外に転居した場合、会社が市外へ移転した場合、利子補給の対象となるか。 → A. 対象外。
- Q. 個人事業主として創業し、法人成りした。利子補給の対象となるか。 → A. 補助対象。ただし、市内に会社を設置すること。
- Q. 延滞している場合の補助金の扱いはどうなるか。 → A. 申請時点で支払われた月の分まで、当初支払予定の利子額を基準に補給する。
- Q. 補給期間中に早期完済した場合の補給金の扱いはどうなるか。 → A. 完済までに支払った利子を対象に補給する。